

令和4年度第1回  
旭川市保健所運営協議会議案

令和4年9月  
旭川市保健所

# 目 次

1 会長・副会長の選任.....	1
旭川市保健所条例（抜粋）.....	2
2 報告事項	
[報告事項 1]	
第2次健康日本21旭川計画追補版の発行及び総合評価の実施について.....	3
第2次健康日本21旭川計画（追補版）.....	4
第2次健康日本21旭川計画総合評価及び第3次健康日本21旭川計画 策定スケジュール（案）.....	8
[報告事項 2]	
（仮称）スマートウエルネスあさひかわプランの策定について.....	9
[報告事項 3]	
令和3年度事業報告・令和4年度事業計画.....	13
保健総務課.....	14
医務業務課.....	17
健康推進課.....	19
保健指導課.....	24
衛生検査課.....	26
旭川市動物愛護センター.....	31
旭川市食肉衛生検査所.....	33

# 1 会長・副会長の選任

## 旭川市保健所条例（抜粋）

（運営協議会）

第4条 地域保健法第11条の規定に基づき、旭川市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の組織）

第5条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、地域保健に関係する団体の代表者若しくはその推薦に基づく当該団体の職員又は地域保健に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 特別の事項を審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関し知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

（協議会の委員）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（協議会の会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（協議会の部会）

第9条 協議会は、特別の事項を審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（協議会の庶務）

第10条 協議会の庶務は、保健所において処理する。

## 2 報告事項

### [報告事項 1]

第2次健康日本21旭川計画追補版の  
発行及び総合評価の実施について

## 旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 健康推進課

### 【報告事項1】

#### 第2次健康日本21旭川計画追補版の発行及び総合評価の実施について

##### 1 第2次健康日本21旭川計画追補版の発行について

平成25年度に第2次健康日本21旭川計画を策定し、令和4年度までの10年間を計画期間とし、本計画に基づき市民の健康増進に取り組んできたところですが、この度、国の「健康日本21（第二次）」の計画期間が、医療費適正化計画等の期間と一致させることを目的に1年間延長され、計画の終期が平成34年度から令和5年度に変更されました。

このことから、本市においても国の動きと連動し、評価等において整合性を図る必要があることから、計画の終期を1年延長することとし、別紙1のとおり「第2次健康日本21旭川計画 追補版」を発行しました。

##### 【計画期間の変更】

(変更前) 平成25年度から平成34年度まで

(変更後) 平成25年度から令和5年度まで

##### 2 第2次健康日本21旭川計画総合評価の実施について

第2次健康日本21旭川計画の計画期間最終年度である令和5年度に向けて、アンケート調査等の実施により、旭川市民の健康に関する現状分析と課題整理を行うとともに第3次健康日本21旭川計画策定の基礎資料とするため、令和4年度は総合評価を実施します。

##### ○令和4年度 計画総合評価の実施

- ①市民アンケート調査の実施（対象：男女各1,400名、調査項目：60問）
- ②受動喫煙防止対策アンケートの実施（飲食店等施設の対策状況に関する調査）
- ③市及び関係機関、団体が実施した健康関連施策について取組状況等の調査と評価等の実施
- ④①～③を基に、専門部会及び庁内推進会議での評価の実施
- ⑤総合評価報告書（案）の作成
- ⑥保健所運営協議会での審議
- ⑦総合評価報告書の決定

##### ○令和5年度 第3次健康日本21旭川計画の策定（予定）

- ①保健所運営協議会に策定部会を設置、保健所運営協議会への諮問
- ②策定部会及び専門部会の開催
- ③第3次健康日本21旭川計画（素案）の作成
- ④パブリックコメントの実施
- ⑤保健所運営協議会から答申
- ⑥第3次健康日本21旭川計画の決定

##### 3 第2次健康日本21旭川計画総合評価及び第3次健康日本21旭川計画策定スケジュール（案） 別紙2

第2次健康日本21旭川計画  
(追補版)

平成25年(2013年)3月 発行  
令和4年(2022年)3月 計画期間延長

旭川市

## 追補版

### 第2次健康日本21旭川計画の期間延長について

#### 1 計画期間の延長

本市では、健康増進法に基づき、市民の皆様の「健康寿命の延伸」と「QOL（生活の質）の向上」を図ることを目的に、計画期間を平成25年度から平成34年度の10年間とする「第2次健康日本21旭川計画（以下「現計画」という。）」を策定しました。

現計画の折り返しとなる平成29年度には、計画に定める目標達成に向け、より一層効果的かつ効率的に施策を展開していくため、これまでの取組結果や社会情勢の変化等を踏まえた中間評価を実施し、各分野における取組の進捗状況の確認や課題の整理等を行い、また中間評価以降は、多くの関係者が連携し、市民の健康づくりを支援する取組を推進してきたところです。

このような中、国においては自治体と保険者が一体となった健康づくり政策を実施するため、国の医療費適正化計画等の期間と「健康日本21（第二次）」に続く次期プランの計画期間とを一致させること等を目的とし、「健康日本21（第二次）」の計画期間を1年延長することが決定され、道においても北海道健康増進計画「すこやか北海道21」（改訂版）の計画期間を1年間延長することが決定されました。

そのため、本市においても、国や道と一体的に施策や事業を実施することが必要であることから、現計画の終期を1年延長し、令和5年度とします。

なお、今回の計画期間延長に伴う目標年度及び数値目標の再設定は行いません。

(変更前) 平成25年度から令和4年度まで

(変更後) 平成25年度から令和5年度まで

#### 2 現行計画の課題と終期に向けての方向性

##### (1) 中間評価における課題

現行計画では、栄養・食生活等6分野において18の取組目標と、目標を具体的で実効性のあるものとするため、62の健康指標（年齢、性別等の区分を含めると97の指標）を設定しています。

中間評価の作業において、計画に定める健康指標の中間値と目標値を確認した結果、既に目標値を達成しているものもありましたが、「身体活動・運動」の分野の健康指標については、基準値より悪化したものの割合が高い結果となっており、「糖尿病・循環器病・がん」の分野では、特にがん検診の受診率については、基準値より悪化している状況が明らかになりました。

また、若い世代の食生活や運動習慣にも課題がみられ、健康に関心がある層だけでなく、関心が高くない層への効果的な情報発信やアプローチについては、行政だけでなく地域や職域の関係機関、関係団体等と連携した取組が必要とされたところです。

## (2) 平成29年度以降の取組

中間評価以降に新たに開始したものと拡充した取組としては、平成29年度に糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、旭川圏糖尿病性腎症重症化予防プログラムが作成され、平成30年度には保険者における予防・健康づくり、医療費適正化等を目的とした保険者努力支援制度の実施により、生活習慣病の発症や重症化を予防するための保健事業を推進しています。

また、健康への関心が高くない方等も含めた幅広い世代の方を対象とした、自主的な健康づくりの取組や成果に応じてポイントを付与し報奨を設けるインセンティブ事業については、平成28年度から継続して取組を進めています。

たばこ対策においては、令和2年4月1日に健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されたことに伴い、施設の区分により敷地内禁煙や原則屋内禁煙が義務化され、望まない受動喫煙の防止を図るための対策が各施設で講じられるなど、大きく前進したところです。

## (3) 新型コロナウイルス感染症の影響

様々な取組が進められる一方で、本市においても令和2年2月に初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されて以降、2年以上にわたりコロナ禍の生活が続く中、健(検)診等の健康づくりに関する事業やイベント等の中止や縮小などもあり、新しい生活様式を実践しながら健康を保つための工夫が求められる状況になりました。

新型コロナウイルス感染症においては、糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病を始め、肥満、喫煙、慢性腎臓病等が重症化のリスク因子としてあげられており、日頃からの適切な生活習慣の獲得や健康管理等の生活習慣病予防が改めて重要視されています。

社会情勢や生活環境が大きく変化し、市民の心身の健康面への長期的な影響が憂慮される状況にあります。

## (4) 令和5年度までの取組の方向性

本市においては、こうした実情を踏まるとともに、国の次期国民健康づくり運動プランの議論等も注視しながら、引き続き、現計画の終期に向け、健康に関わる様々な関係者の連携をさらに強化し、個人や家庭などで無理なく健康づくりを行える環境整備や情報発信等の充実を図るなど、健康施策の取組を一層推進してまいります。

**第2次健康日本21旭川計画総合評価及び  
第3次健康日本21旭川計画策定スケジュール（案）**

年度	月	健康日本21旭川計画			保健所運営協議会 (附属機関)									
		事務局	各専門部会	庁内推進会議										
令和4年度	5	市民アンケート、 受動喫煙防止対策アンケートの実施	アンケート集計結果及びその 他の調査結果をもとに各分野 の評価を実施	① アンケート調査の実施、 今後のスケジュールについて	① 第2次総合評価、第3次 策定について説明									
	6													
	7	市、関係団体の取組状況調査		② 総合評価（案）について 意見聴取		② 総合評価（案）について審 議、第3次策定に向けた策定 部会の設置について説明								
	8	アンケート結果の集計・分析												
	9	第2次計画総合評価（案）作成		第3次計画に向けて、分野、 骨子（案）等の検討										
	10													
	11	第2次計画総合評価（最終案）作成												
	12													
	1	第2次計画総合評価確定												
	2													
3														
令和5年度	4				第3次骨子案・スケジュール案作成							策定部会からの提言等につい て検討・対応	① 素案について意見聴取	① 第3次計画策定（諮問）
	5					策定部会①								
	6													
	7				策定部会③									
	8						策定部会④							
	9			パブコメ準備・素案作成	パブコメ意見に係る対応	② 第3次計画策定（報告）		② 第3次計画策定（答申）						
	10													
	11			パブコメ実施										
	12													
	1	最終案作成												
2	第3次計画策定・公表													
3														
令和6年度	4										第3次計画施行			
	5													
	6													

**【各専門部会】**

5部会において6分野（「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・心の健康づくり・アルコール」「歯の健康」「たばこ」「糖尿病・循環器病・がん」）の評価、検討等を行う。

- 栄養・食生活部会
- 心の健康づくり・アルコール部会
- 歯の健康部会
- たばこ・がん部会
- メタボ部会

**【庁内推進会議】**

地域保健担当部長を座長、健康推進課長を副座長、関係課（18課）の課長を構成員とし、計画の見直しや策定に係る庁内調整を行う。

[報告事項 2]

(仮称) スマートウェルネスあさひかわプランの策定について

【報告事項 2】

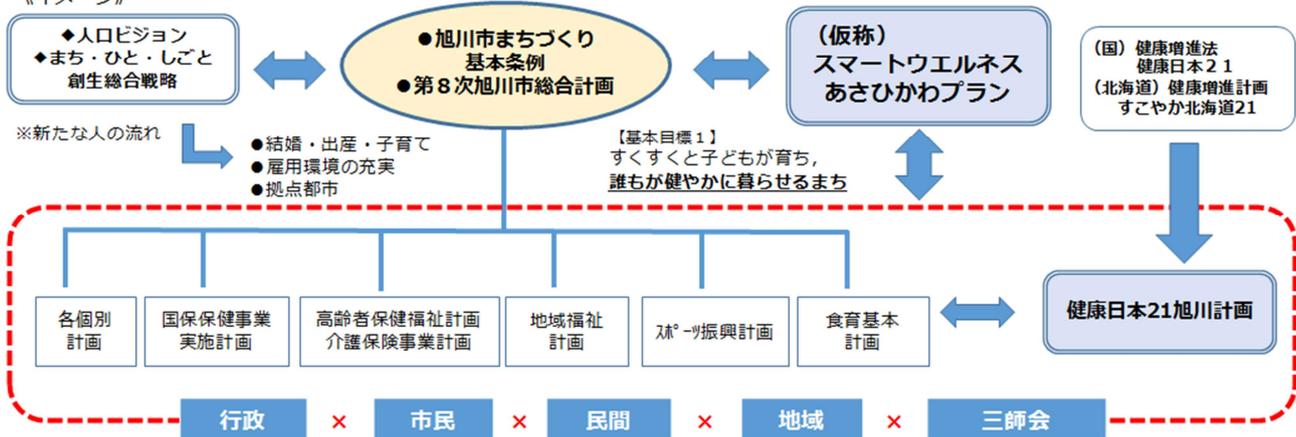
(仮称) スマートウェルネスあさひかわプランの策定について

【説明要旨】

1 (仮称) スマートウェルネスあさひかわプランの策定について

保健医療分野に限らず、本市の様々な計画に基づく取組について、広く健康づくりの視点を取り入れ、本市の医療資源等の活用も図りながら、行政、市民、民間、地域等が一体となり、誰もが健康で生き活きと暮らすことができる「健幸」なまちづくりを進めるための指針となる「(仮称)スマートウェルネスあさひかわプラン」(以下「プラン」という。)です。

《イメージ》



○令和4年度 有識者懇談会及び庁内ワーキンググループによる素案の作成

- ①有識者懇談会及び庁内ワーキンググループによる議論
- ②保健所運営協議会での骨子(案)審議
- ③プラン素案作成
- ④保健所運営協議会での素案審議

○令和5年度 パブリックコメントの実施及び「(仮称) スマートウェルネスあさひかわプラン」策定

- ①パブリックコメントの実施
- ②プラン策定
- ③プラン推進のためのイベント等の実施

2 策定及びスケジュールの詳細について 別紙

## ●策定の背景

### (1) 本市の現状・課題

- ①全国、全道を上回る高齢化の進行や要介護(要支援)認定者の増加等から、疾病の発症や重症化予防を一層推進する必要がある。
- ②第2次健康日本21旭川計画(中間評価)では、男女とも身体活動量の低下や、がん検診受診率の低下等が課題となっており、市民の健康意識向上及び実践を支援することが必要である。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、健(検)診や医療受診控えや高齢者の生活不活発化によるフレイルや認知症等の進行、生活習慣の乱れによる健康状態の悪化などが懸念され、感染対策と共存した健康づくりが必要である。
- ④市民のライフスタイルやデジタル技術の進化など、時代に即した健康づくりを進めることが求められている。

### (2) 市長公約(健康福祉都市の実現)の推進

- ①感染症対応や健康寿命延伸のための積極的取組
- ②薬剤師、歯科医師、スポーツ団体等との健康づくりイベントの開催
- ③人生100年時代に備えた予防医療長寿型社会の実現
- ④スマートウエルネスシティへの取組

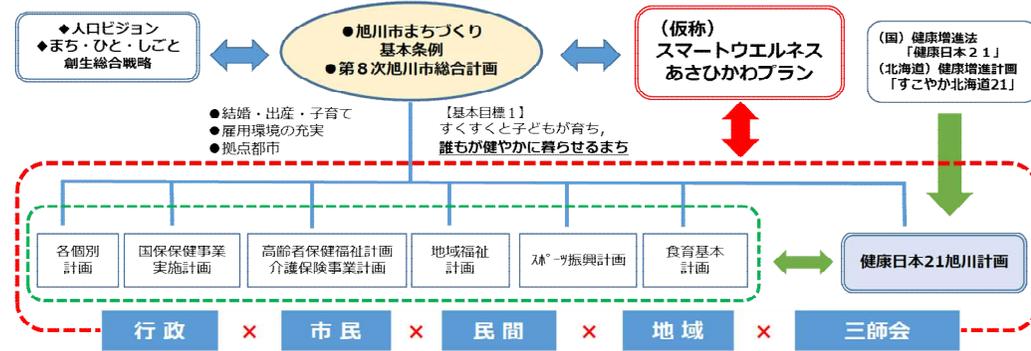
### (3) 課題解決に向けた考え方

- コロナ禍においても市民の健康づくりを一層推進するためには、健康日本21旭川計画だけでなく、より具体的な方向性を定め、市民意識の向上や実践につなげることが必要である。
- 保健所だけでなく、市の様々な取組の中でも健康づくりの視点を持ち、市民自らの健康づくりの取組等への支援や環境を整備する必要がある。
- 健康づくりに関わる団体、人、取組等が有機的に繋がり、一体となって健康づくりに取り組む状態を目指す必要がある。

(仮称)スマートウエルネスあさひかわプランの策定

## ●プランの位置付け

保健医療分野だけで個人の健康増進を図るのではなく、様々な市の計画に基づく取組について、健康づくりの視点を取り入れ、本市の医療資源等も活用しながら、行政、市民、民間、地域が一体となり「ウエルネス(健幸)」なまちづくりを進めるための方向性を定めるもの。



## ●策定体制

《有識者懇談会》(6名)

- ◆学識経験者、スポーツ団体、障害者団体、民間企業、学生
- ◆プランの目指す姿や本市独自のウエルネスなまちづくりについて議論

《庁内WG》(6名)

- ◆有識者懇談会と同分野の部課の職員
- ◆プランの目指す姿や取組の方向性、庁内及び関係機関と連携した推進体制、目標設定の考え方などを議論

《保健所運営協議会》

- ◆プランの骨子(案)やプラン(案)について審議

## ●策定スケジュール(案)

		令和4年度						令和5年度						令和6年度											
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
ウエルネス	策定懇談会	第1回～第3回 (課題・方向性整理、意見のまとめ等)					骨子案作成	素案作成	パブ 実 施 コ メ	最 終 案	プ ラ ン 策 定	プラン関係イベントの実施 ・健康まつり ・講演会、シンポジウム等													
	庁内WG	第1回～第5回 (課題・方向性整理、推進体制、骨子案審議等)																							
保健所運営協議会 (附属機関)		第1回				第2回				第1回		第2回		21計画策定専門部会(第1回～第4回)						第3回					
健康日本21旭川計画		各種アンケート 集計・分析		第2次計画総合評価(案)作成				評価 確定		第3次骨子案 策定スケジュール案			素案作成 パブコメ準備		パブコメ実施		最終案		策定 公表	新計画 施行					



[報告事項 3]  
令和 3 年度事業報告  
令和 4 年度事業計画

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 3 年度の主な事業報告		保健総務課	
1 休日・夜間等急病対策事業 【令和 3 年度決算見込 106,231 千円】			
市民の健康と命を守るため、休日や夜間等での急病患者を診療した。			
(1) 実施内容及び対象者診療範囲			
①初療 休日・夜間等の救急診療で応急措置を要する患者			
・当番医療機関及び夜間急病センター（市立旭川病院内） （詳細は別紙のとおり）			
・小児の夜間は市立旭川病院（調剤は旭川薬剤師会）			
②二次診療 入院や手術を必要とする重症救急患者			
・市立旭川病院，旭川赤十字病院，旭川厚生病院，旭川医療センター 旭川医科大学病院（輪番制）			
・小児は旭川厚生病院			
③三次診療 複数の診療科にわたる重篤救急患者の救命医療			
・救命救急センター（旭川赤十字病院）			
(2) 受診者数，事業費			
	受診者数		決算見込
①初療 当番医療機関	17,886 人	12 人/当番回	55,397 千円
夜間急病センター	2,835 人	8 人/日	—*
小児科調剤	1,469 人	4 人/日	5,500 千円
②二次診療	12,587 人	34 人/日	18,925 千円
小児科	941 人	3 人/日	19,389 千円
③三次診療	8,736 人	24 人/日	7,020 千円
*保健所では支出していないが、財政課から他の事業と合わせて市立旭川病院へ支出			
2 休日等歯科対策事業 【令和 3 年度決算見込 39,674 千円】			
市民の健康な生活を確保するため、道北口腔保健センター運営委員会委員及び協力医等により、休日での救急患者や心身障がい者の歯科診療を実施。			
(1) 実施施設 道北口腔保健センター歯科診療所			
(2) 受診者等			
休日救急歯科診療	(日・祝・年末年始)		480 人
心身障がい者歯科診療	(水/午後・金・土)		944 人

●救急診療時間

		9:00	13:00	17:00	18:00	19:00	21:00	22:00	8:00*
平日	内科					当番医療機関			夜間急病センター
	外科					当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科						市立旭川病院		夜間急病センター
土曜	内科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター
	外科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科		当番医療機関				市立旭川病院		夜間急病センター
日曜 祝日 年末年始 等	内科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター
	外科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科		当番医療機関				市立旭川病院		夜間急病センター

\*当番医療機関のときは翌8:00まで

\*翌朝平日の場合は7:30まで

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 4 年度の主な事業計画	保健総務課	
1 休日・夜間等急病対策事業 【令和 4 年度予算 110,037 千円】		
市民の健康と命を守るため、休日や夜間等での急病患者を診療する。		
(1) 実施内容及び対象者診療範囲		
①初療 休日・夜間等の救急診療で応急措置を要する患者		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当番医療機関及び市立旭川病院（夜間急病センター）</li> </ul> （詳細は別紙のとおり）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児の夜間は市立旭川病院で診療（旭川薬剤師会で調剤）</li> </ul>		
②二次診療 入院や手術を必要とする重症救急患者		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立旭川病院，旭川赤十字病院，旭川厚生病院，旭川医療センター</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>旭川医科大学病院（輪番制）</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児は旭川厚生病院</li> </ul>		
③三次診療 複数の診療科にわたる重篤救急患者の救命医療		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川赤十字病院（救命救急センター）</li> </ul>		
(2) 事業費		
	予算	支出先
①初療 当番医療機関	58,978 千円	旭川市医師会
夜間急病センター	—*	(市立旭川病院)
小児科調剤	5,500 千円	旭川薬剤師会
②二次診療	19,163 千円	4 基幹病院
小児科	19,376 千円	旭川厚生病院
③三次診療	7,020 千円	旭川赤十字病院
*保健所では支出していないが、財政課から他の事業と合わせて支出		
2 休日等歯科対策事業 【令和 4 年度予算 39,670 千円】		
市民の健康な生活を確保するため、道北口腔保健センター運営委員会委員及び協力医等により休日での救急患者や心身障がい者の歯科診療を実施する。		
(1) 実施施設 道北口腔保健センター歯科診療所		
(2) 受診者等 休日救急歯科診療 (日・祝・年末年始)		
心身障がい者歯科診療 (水/午後・金・土)		

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 3 年度の主な事業報告	医務薬務課
<p>1. 医療薬事監視指導費 【令和 3 年度決算見込 2,337 千円】</p>	
<p>(1) 医療機関等に係る立入検査・申請届出等に関する業務</p>	
<p>医療法等の関係法令に基づき、所要の申請届出等を受け検査するとともに、医療機関等の管理運営及び構造設備等に関して行政指導を行うことにより、適正な医療提供を推進した。</p>	
<p>〔主な実績〕医療関係施設等の立入検査等（18 件：前年度 11 件）</p>	
<p>(2) 薬局及び医薬品販売業等に係る立入検査・申請届出等に関する業務</p>	
<p>医薬品法等の関係法令に基づき、所要の申請届出等を受け検査するとともに、薬局及び医薬品販売業等の管理運営等に関して行政指導を行うことにより、適正な医薬品提供を確認した。</p>	
<p>〔主な実績〕薬事等監視指導(立入)等（78 件：前年度 81 件）</p>	
<p>(3) 介護保険施設及び介護サービス事業所に係る実地指導・届出等に関する業務</p>	
<p>医療系サービスを提供する介護保険施設及び事業所の届出等を受け検査するとともに、適正な運営等について助言・指導を行うことにより、適正な介護サービスの提供が行われていることを確認した。</p>	
<p>(4) 医務薬務関係業務に関する普及啓発等</p>	
<p>関係機関及び団体と連携して医薬品、毒劇物及び違法薬物等に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、健康被害及び事故防止、医薬品等の安全使用対策を推進した。</p>	
<p>①「薬と健康の週間」等を中心としたポスター等の掲示</p>	
<p>②薬物乱用防止対策として懸垂帯の掲示、啓発資材（チラシ、リーフレット、ティッシュ）等の配布</p>	
<p>③「野生大麻及び不正けし撲滅運動」期間を中心とした啓発資材（チラシ、リーフレット）等の配布及び野生大麻、不正けし等の除去の実施</p>	
<p>④「愛の献血助け合い運動」等の期間を中心としたポスター等の掲示</p>	
<p>⑤献血の推進（旭川市献血推進協議会に対する支援及び事務局の運営）</p>	
<p>(5) 医療安全支援センターの運営</p>	
<p>市民からの医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する医療安全情報を提供した。</p>	
<p>〔主な実績〕</p>	
<p>①医療相談件数（266 件：前年度 284 件）</p>	
<p>②医療安全に関する研修会（令和 3 年 9 月実施）</p>	

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 4 年度の主な事業計画	医務薬務課
○医療薬事監視指導費 【令和 4 年度予算 2,516 千円】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法等の関係法律の規定に基づき、医療機関等の管理運営及び構造設備等に関して指導を行うことにより、市民への適正な医療提供を推進する。</li> <li>・医薬品及び毒劇物等の取扱いに関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、これに起因する健康被害や事故を防止し、医薬品等の安全対策の強化を図る。</li> <li>・指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等の一部サービスについて、各種届出の受理及び指導、監査等を実施する。</li> </ul>	
1 医務関係業務	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療法に基づく医療機関への計画的な立入検査の実施</li> <li>(2) 医療機関新規開設の許可申請等の処理</li> <li>(3) 市民からの苦情や相談に係る立入検査の実施</li> </ul>	
2 薬務関係業務	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医薬品等の適正な管理、販売及び品質保持を図るため、薬局開設者及び医薬品販売業者等への計画的な立入検査の実施</li> <li>(2) 薬局新規開設の許可申請等の処理</li> <li>(3) 市民からの苦情や相談に係る立入検査の実施</li> </ul>	
3 介護保険施設等（医療系サービス＊）関係業務	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険施設・事業所（医療系）への計画的な実地指導の実施</li> <li>(2) 介護保険施設・事業所（医療系）新規開設等の許可申請等の処理</li> <li>(3) 介護保険施設等・事業所（医療系）に係る市民からの苦情や相談への対応</li> </ul>	
＊施設：介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設	
＊事業所：訪問看護、訪問リハ、通所リハ、居宅療養管理指導実施医療機関	
4 医務薬務関係に係るその他の業務	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>(2) 薬物乱用防止に関する普及啓発の実施</li> <li>(3) 野生大麻・不正けし撲滅運動の実施（普及啓発事業の実施及び野生大麻等の抜去）</li> <li>(4) 献血の推進（「愛の献血助け合い運動」等の普及啓発事業の実施）</li> <li>(5) 旭川市献血推進協議会に対する支援及び事務局業務</li> </ul>	
5 医療安全支援センターの運営	
<p>市民からの医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療安全推進検討会及び研修会を通じ、医療機関に対する医療安全情報の提供等により、医療機関における医療安全の確保に係る取組を支援する。</p>	

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 3 年度の主な事業報告	健康推進課
＜健康推進係＞	
<p>1 がん対策事業【令和 3 年度決算見込 218,827 千円】</p>	
<p>市民にがん検診（胃がん，子宮がん，乳がん，肺がん，大腸がん），HPV 検査及びピロリ菌検査の機会を提供し，がんの早期発見・早期治療により，がんによる死亡者数の減少を図るとともに，がん予防意識の普及啓発を行った。</p>	
<p>2 健康増進対策事業【令和 3 年度決算見込 526 千円】</p>	
<p>市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的に，健康づくり意識の高揚を促すため，健康づくりへの取組状況に応じ賞品等が当たる「あさひかわ健康マイレージ事業」等を実施した。</p>	
<p>3 歯科保健推進事業【令和 3 年度決算見込 3,044 千円】</p>	
<p>国が提唱する，80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした「8020 運動」を推進するために，市民の口腔衛生意識の普及啓発を行う歯周病ケア普及歯科健診や幼児むし歯予防事業費補助などの歯科保健事業を実施した。</p>	
<p>4 難病相談支援事業【令和 3 年度決算見込 6,377 千円】</p>	
<p>北海道からの委託業務として，難病患者等を対象とした医療受給者証の交付申請受付及び特定医療費（指定難病）支給に係る申請受付等を行うとともに，難病患者団体への事業費補助や難病患者等に対し療養に関する相談を実施した。</p>	

## 第 1 回保健所運営協議会

## &lt;保健予防係&gt;

## 1 感染症予防対策事業（新型コロナウイルス感染症を除く）

【令和 3 年度決算見込 11,417 千円】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、患者発生時や平常時など各状況に応じ、各種感染症に対する意識啓発による予防対策や患者等への医療サービスの提供及びまん延防止のための各種検査等を実施した。

## 全数把握対象の発生状況

	一類感染症 例:エボラ出血熱等	二類感染症 例:結核等	三類感染症 例:コレラ等	四類感染症 例:ライム病等	五類感染症 例:梅毒等	計
令和 元年度	0	20	80	22	75	197
令和 2 年度	0	36	6	23	23	92
令和 3 年度	0	25	15	13	27	80

## 2 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチンを除く）

【令和 3 年度決算見込 677,977 千円】

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施した。平成 25 年 4 月に定期接種化された HPV ワクチンは、接種後の痛みなど多様な報告が相次いだことから、同年 6 月から積極的な勧奨が差し控えられていたが、その後、国の検討部会において HPV ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため令和 3 年 11 月の厚生労働省の通知により、接種勧奨を再開することになった。これを受けて、令和 4 年 2 月に令和 2 年度チラシ配付を行っていない中学 1 年生の女性にハガキでの接種勧奨を行った。

## 事業実績

こどもの定期予防接種（予防接種法に基づく A 類疾病・・・麻しん・ポリオ等）

16 ワクチン 延べ 51,257 人接種

高齢者等の定期予防接種（予防接種法に基づく B 類疾病・・・インフルエンザ等）

2 ワクチン 65,075 人接種（当該事業費支出 49,210 人分、他課支出 15,865 人分）

風しんの追加的対策

風しん抗体検査 895 人 ， 予防接種 270 人

風しん助成事業

風しん抗体検査 184 人 ， 予防接種 426 人

## 第 1 回保健所運営協議会

## &lt;こころの健康係&gt;

## 1 精神障がい者医療費助成事業【令和 3 年度決算見込 12,338 千円】

精神科病院に入院した精神障がい者に対し、入院医療費の一部を助成することにより、治療の徹底と社会復帰を促進し、精神障がい者の福祉の増進を図った。

## 2 地域精神保健活動【令和 3 年度決算見込 2,845 千円】

精神障がい者の社会復帰を推進するため、精神保健関係機関等との連携を図るとともに、精神科医や保健師等による相談、保健指導を実施したほか、精神保健に係る普及啓発活動を行った。

## 事業実績

精神保健相談件数	1,461 件		
家庭訪問	59 回		
自殺対策ネットワーク会議	1 回	参加者	13 人
ゲートキーパー養成研修	3 回	参加者（延べ）	40 人
自死遺族わかちあいの会	3 回	参加者（延べ）	18 人
若年層向け自殺防止研修会	7 回	参加者（延べ）	501 人
ひきこもり親の会	3 回	参加者（延べ）	17 人
精神科病院実地指導	5 病院		
各種届出等進達業務	2,142 件		

## 3 旭川いのちの電話相談員養成事業【令和 3 年度決算見込 800 千円】

社会福祉法人旭川いのち電話が実施する相談員養成事業に対して補助金を交付し、相談員の養成、確保及び相談員の資質向上を図った。

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 4 年度の主な事業計画	健康推進課
<健康推進係>	
<p>1 がん対策事業【令和 4 年度予算 221,750 千円】</p> <p>がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん）、ピロリ菌検査、HPV 検査を実施し、がんの早期発見、早期治療に繋がる取組を推進する。また、市民を対象にした講演会「がん予防学級」の開催や、ショッピングモールでの検診 PR、40 歳を対象とした個別受診勧奨を実施し、がん予防の普及啓発を行う。</p> <p>2 健康増進対策事業【令和 4 年度予算 1,636 千円】</p> <p>市民の「運動、栄養、休養」の調和のとれた健康意識の啓発として、引き続きあさひかわ健康マイレージ事業を行う。また、「健幸」なまちづくりを進めるための指針となる「(仮称)スマートウエルネスあさひかわプラン」策定に向け、調査、懇談会を行う。</p> <p>3 歯科保健推進事業【令和 4 年度予算 3,606 千円】</p> <p>妊産婦等を対象とした歯周病健診事業や、幼児のむし歯予防としてフッ素洗口事業への補助などを行い、市民の口腔衛生意識の普及啓発を行う。また、上川中部地域において総合的な歯科保健対策の推進を目的に活動する上川中部地域歯科保健協議会に対して負担金を支出する。</p> <p>4 難病相談支援事業【令和 4 年度予算 7,687 千円】</p> <p>北海道が実施する指定難病患者等への特定医療費の支給に係る申請等の受付や難病患者等からの相談への対応を行う。また、難病患者団体への事業補助や難病対策地域協議会の運営などを通して、他機関と連携して難病患者への支援体制を確保し、患者が安定した療養生活を確保できるよう支援を行う。</p> <p>5 第 2 次健康日本 21 旭川計画総合評価【令和 4 年度予算 415 千円】</p> <p>市民の健康、生活習慣の実態や意識を把握し、第 2 次健康日本 21 旭川計画の総合評価に必要な基礎資料を得るため、前回（平成 28 年度実施）と同じ規模の市民アンケート等により総合評価を行う。</p>	
<保健予防係>	
<p>1 感染症予防対策事業（新型コロナウイルス感染症を除く）</p> <p>【令和 4 年度予算 18,496 千円】</p> <p>前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しつつ、事業を実施する。</p>	

## 第 1 回保健所運営協議会

## 2 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチンを除く。）

【令和 4 年度予算 852,450 千円】

## (1) HPV ワクチン

改正法に基づき、令和 4 年 4 月から、HPV ワクチンの接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの女性を対象に定期の予防接種を行うキャッチアップ接種を令和 7 年 3 月 31 日まで実施する。また、本市の取組として、平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの女性で、令和 4 年 3 月 31 日までに任意接種を自費で受けた方に、接種費用を払い戻す償還払いを実施する。

## (2) 風しんの追加的対策

令和 3 年度までの実施となっていたが、法改正により、令和 7 年 3 月 31 日まで期限を延長して実施することが決定した。令和 4 年度は、対象者となる昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性で、過去にクーポン券の使用歴が確認できない者へ再度クーポン券を送付し、抗体検査、予防接種の受診（接種）勧奨を行う。

## &lt;こころの健康係&gt;

## 1 精神障害者医療費助成事業【令和 4 年度予算 15,504 千円】

精神科病院に入院した精神障がい者に入院医療費の一部を助成することにより、治療の徹底と社会復帰を促進するなど、精神障がい者に福祉の増進を図る。

## 2 地域精神保健活動【令和 4 年度予算 3,217 千円】

精神障がい者の社会復帰を推進するため、精神保健関係機関等との連携を図るとともに、精神科医や保健師等による相談、保健指導を実施するほか、精神保健に係る普及啓発活動を行う。

また、旭川市自殺対策推進計画に基づき、自殺防止事業の推進を図る。

## 3 旭川いのちの電話相談員養成事業【令和 4 年度予算 800 千円】

社会福祉法人旭川いのちの電話が実施する相談員養成事業に対して補助金を交付し、相談員の養成、確保及び相談員の資質の向上を図る。

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 3 年度の主な事業報告	保健指導課
<地域保健担当>	
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、職員が感染症対策業務に従事したため、事業全般について、中止及び縮小して実施した。</p>	
<p>1 保健事業 【令和 3 年度決算見込 4,273 千円】</p> <p>健康教育 生活習慣病の予防等を目的とした講話及び地域や企業等との協働事業を実施。 【実績】 4 回（参加人数 233 人）</p> <p>健康診査 40 歳以上の生活保護受給者等に対する健診と保健指導を実施。 【実績】 81 人</p> <p>健康相談 健康課題を有する方に個別相談を通じた保健指導を実施。 【実績】 延 503 人</p> <p>2 国保特定保健指導等 【令和 3 年度決算見込 9,027 千円】 【実績】 支援件数 実数 3,698 人</p>	
<栄養担当>	
<p>1 食育推進会議の開催【令和 3 年度決算見込 235 千円】 旭川市食育推進計画の評価、策定に係る事項及び食育に関する基本的事項の調査、審議を実施。 【実績】 2 回開催（書面会議を含む。）</p> <p>2 食生活改善地域講習会の開催【令和 3 年度決算見込 175 千円】 市民の健康増進や食育推進を図るとともに、健康づくり推進事業の一翼を担う旭川市食生活改善推進員の自主的な実践活動の場とするため実施。 【実績】 20 回 （内訳）地域住民対象 12 回（参加者数 159 人） 未就学児対象 8 回（参加者数 296 人）</p> <p>3 離乳食教室（前期・後期）【令和 3 年度決算見込 15 千円】 4 か月から 1 歳児を持つ保護者に向け、離乳食に関する講義等を実施。 【実績】 5 回（参加者 82 人）</p> <p>4 食育アンケート調査及び栄養調査【令和 3 年度決算見込 1,870 千円】 市民の栄養摂取状況及び食育に関する取組状況を調査するため実施。 【実績】 対象市民 3,200 名 食育に関するアンケート調査及び栄養調査</p>	

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 4 年度の主な事業計画	保健指導課
< 地域保健担当 >	
1 保健事業 【令和 4 年度予算 5,927 千円】	
(1)健康教育	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区組織等への出前講座</li> <li>・ 地域と協働の健康づくり（西神楽まちなか保健室）</li> <li>・ 健康づくりプラス 1 推進事業（職域の健康づくり）</li> </ul>	
(2)健康相談（来所・電話等）	
(3)健康診査（生活保護受給者等）	
2 国保特定保健指導等 【令和 4 年度予算 9,893 千円】	
< 栄養担当 >	
1 食育推進会議 【令和 4 年度予算 819 千円】	
年 4 回開催	
※第 4 次旭川市食育推進計画策定に向け、令和 3 年度よりも多く開催。	
2 国民健康・栄養調査の実施 【令和 4 年度予算 603 千円】	
3 食生活改善地域講習会 【令和 4 年度予算 847 千円】	
市民や未就学児を対象に年 30 回開催	
4 離乳食教室 【令和 4 年度予算 28 千円】	
対象者：4 か月から 1 歳児を持つ保護者	
回 数：前期 10 回	
後期 4 回	

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 3 年度の主な事業報告	衛生検査課																																													
<p>&lt;生活衛生係&gt;</p> <p>生活衛生指導費 【令和 3 年度決算見込 6,197 千円】</p> <p>生活衛生水準の向上を図るため、監視指導計画に基づき各施設に対する監視指導を行うほか、衛生団体の基盤強化及び自主管理体制の確立に向けた助言・支援等を行っています。</p>																																														
1 各施設監視状況																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設数</th> <th>監視件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容所</td> <td>394</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>美容所</td> <td>822</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>興行場</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>170</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>66</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>クリーニング工場</td> <td>59</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>化製場等</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>温泉利用施設</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>特定建築物</td> <td>160</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>建築物登録事業所</td> <td>112</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>遊泳用プール</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,832</td> <td>188</td> </tr> </tbody> </table>		施設数	監視件数	理容所	394	11	美容所	822	47	興行場	7	0	旅館業	170	29	公衆浴場	66	42	クリーニング工場	59	0	火葬場	1	1	化製場等	8	6	温泉利用施設	8	7	特定建築物	160	16	建築物登録事業所	112	14	遊泳用プール	12	0	専用水道	13	15	計	1,832	188
	施設数	監視件数																																												
理容所	394	11																																												
美容所	822	47																																												
興行場	7	0																																												
旅館業	170	29																																												
公衆浴場	66	42																																												
クリーニング工場	59	0																																												
火葬場	1	1																																												
化製場等	8	6																																												
温泉利用施設	8	7																																												
特定建築物	160	16																																												
建築物登録事業所	112	14																																												
遊泳用プール	12	0																																												
専用水道	13	15																																												
計	1,832	188																																												
2 各維持管理等報告の徴収																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>徴収件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築物維持管理報告</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>建築物事業登録実績報告</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>専用水道水質検査等結果報告</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table>		徴収件数	特定建築物維持管理報告	150	建築物事業登録実績報告	108	専用水道水質検査等結果報告	156																																					
	徴収件数																																													
特定建築物維持管理報告	150																																													
建築物事業登録実績報告	108																																													
専用水道水質検査等結果報告	156																																													
3 各種検査実施施設数																																														
浴槽水水質検査 35 件																																														
4 衛生害虫等相談件数 3 件 ※蜂の相談を除く																																														
5 各種調査・報告業務																																														
公衆浴場経営実態調査																																														
公衆浴場基本調査																																														
水道統計調査																																														

## 第 1 回保健所運営協議会

水道水質関連調査  
温泉利用状況報告

## ＜食品保健係＞

食品衛生指導費【令和 3 年度決算見込 5,705 千円】

飲食物に起因する健康被害等の発生を防止するため、食品関係事業者等に対する監視指導、農薬や添加物等の使用基準を確認するための収去検査、衛生講習会の実施等を行っています。

令和 3 年度は食品関係施設へ食品の取扱いや施設の衛生状態について、施設の立入りにより監視指導や流通食品を収去し、細菌・添加物・残留農薬等の検査（抜き取り検査）を実施しました。

また、食品衛生法の改正に伴い、令和 3 年 6 月 1 日から食品の安全を確保するための衛生管理方法（HACCP）が義務化されたことを受け、事業者宛てに周知用リーフレットを送付するとともに、HACCP の導入・実施のための講習会を開催しました。

さらに、これまで営業許可の対象外であった集団給食施設や各種の食料品販売店等についても、営業の届出が必要になったことから、これらの食品関係施設に、リーフレットの送付やホームページへの掲載により周知を行いました。

## 1 食品関係施設の監視指導 ※行政処分又は文書指導を行ったもの

許可等件数	立入計画件数	立入実施回数	違反件数※	実施率
6,201	950	734	0	77.3%

## 2 食品の収去件数 ※行政処分又は文書指導を行ったもの

収去計画数	収去検体数	違反件数※	実施率
360	219	0	60.8%

## 3 食中毒の発生状況

発生月	患者数	病因物質	原因施設	原因食品
令和 3 年 6 月	17	ノロウイルス	飲食店	弁当
令和 3 年 10 月	1	アニサキス	不明	不明
令和 3 年 10 月	1	アニサキス	不明	不明

## 4 市民や食品等事業者に対する講習会等の実施状況

衛生講習会の実施（計 13 回，594 人参加）

食品衛生法改正の周知リーフレットの送付（届出対象施設 180 施設）

第 1 回保健所運営協議会

<試験検査係>

試験検査費 【令和 3 年度決算見込 23,144 千円】

食中毒、感染症等の各種生物検査及び食品、水質、室内空気等の各種理化学検査を実施しています。

令和 3 年度は、生物検査として、水、食品、便等を細菌学的手法で検査し、また、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として PCR 検査を実施しました。

理化学検査としては、食品、水、室内空気などの成分や性質を物理的、化学的手法により検査を行いました。

1 生物検査

- (1) 腸内細菌検査（食中毒、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び食品衛生法に基づく行政検査及び水道従事者、給食施設従事者等からの検便等の依頼検査）

検査項目：（赤痢菌，サルモネラ属菌，腸管出血性大腸菌等）

- (2) 食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目： 一般細菌数，大腸菌，黄色ブドウ球菌等

- (3) 水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係業者等からの依頼検査）

検査項目：（一般細菌数，大腸菌，その他の細菌等）

- (4) 腸管系ウイルス検査（感染症，食中毒への対応）

- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策としての PCR 検査

- (6) 実施件数 (単位：件)

	腸内細菌 検査	食品等細菌 検査	水質等細菌 検査	腸管系ウイルス 検査	新型コロナウイルス 検査
依頼検査	550	12	255		
行政検査	163	31	68	81	30,526

2 理化学検査

- (1) 食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：食品添加物，残留農薬，放射性物質等

- (2) 水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係業者等からの依頼検査）

検査項目： 化学的成分試験，簡易試験，一般試験等

- (3) 空気質検査（シックハウス症候群の発症を防ぐため，室内空気中の化学物質を依頼により測定）

検査項目：ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン等

- (4) 実施件数 (単位：件)

	食品等理化学検査	水質等理化学検査	室内空気中化学物質検査
依頼検査	37	288	80
行政検査	63	67	0

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 4 年度の主な事業計画	衛生検査課
<p>&lt;生活衛生係&gt;</p> <p>生活衛生指導費 【令和 4 年度予算 4,841 千円】</p> <p>令和 4 年度についても、生活衛生関係営業施設（公衆浴場、旅館業、理容所、美容所、興行場、クリーニング所）及び生活衛生関係営業以外の施設（特定建築物、火葬場、化製場等、専用水道、温泉利用施設）について、監視指導計画に基づき監視指導を実施します。</p> <p>1 生活衛生関係営業施設（監視計画数）</p> <p>公衆浴場（45 件）</p> <p>旅館等（旅館、ホテル、簡易宿所など）（45 件）</p> <p>興行場（2 件）</p> <p>理容所、美容所（65 件、130 件）</p> <p>クリーニング所（20 件）</p> <p>2 生活衛生関係営業以外の施設</p> <p>特定建築物（50 件）</p> <p>建築物登録業（30 件）</p> <p>火葬場（1 件）</p> <p>化製場等（7 件）</p> <p>専用水道（13 件）</p> <p>遊泳用プール（12 件）</p> <p>温泉利用施設（8 件）</p> <p>&lt;食品保健係&gt;</p> <p>食品衛生指導費 【令和 4 年度予算 5,856 千円】</p> <p>令和 4 年度も引き続き、営業許可施設の監視指導や衛生講習会の実施等により、食中毒等の食品事故の発生防止の取組を進めます。</p> <p>また、HACCP に沿った衛生管理の義務化に関し、導入が遅れている施設に対して必要な指導や助言を行います。</p> <p>営業許可・届出施設の監視指導</p> <p>収去検査</p> <p>食中毒警報発令</p> <p>衛生講習会の実施</p> <p>自主衛生管理の推進（HACCP 導入に係る指導助言）</p>	

## 第 1 回保健所運営協議会

## &lt;試験検査係&gt;

試験検査費 【令和 4 年度予算 25,556 千円】

令和 4 年度も引き続き、食中毒や感染症等の各種生物検査及び食品、水質、室内空気等の各種理化学検査を実施します。

## 1 生物検査

- (1) 腸内細菌検査（食中毒、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び食品衛生法に基づく行政検査及び水道従事者、給食施設従事者等からの検便等の依頼検査）

検査項目：（赤痢菌，サルモネラ属菌，腸管出血性大腸菌等）

- (2) 食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：一般細菌数，大腸菌，黄色ブドウ球菌等

- (3) 水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係業者等からの依頼検査）

検査項目：一般細菌数，大腸菌，その他の細菌等

- (4) 腸管系ウイルス検査（感染症，食中毒への対応）

- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策としての P C R 検査

## 2 理化学検査

- (1) 食品，水質，空気質等の各種理化学検査

- ① 食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：食品添加物，残留農薬，放射性物質等

- ② 水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係業者等からの依頼検査）

検査項目：化学的成分試験，簡易試験，一般試験等

- (2) 空気質検査（室内空気中の化学物質を依頼により測定）

検査項目：ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン等

第 1 回保健所運営協議会

令和 3 年度の主な事業報告		旭川市動物愛護センター																					
<p>1 動物愛護管理事業 【令和 3 年度決算見込 19,889 千円】</p> <p>動物愛護センターに収容する動物の適正な飼養管理を行うことで、収容動物の返還数や譲渡数を上げ、犬猫の殺処分頭数の減少を図る。</p> <p>また、動物愛護や正しい飼い方の普及啓発等を推進するとともに、関係機関や団体等と連携を図り、人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与する。</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容頭数</th> <th>譲渡数</th> <th>返還数</th> <th>殺処分数</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td>70</td> <td>43</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>252</td> <td>204</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>							収容頭数	譲渡数	返還数	殺処分数	その他	犬	70	43	22	0	5	猫	252	204	7	0	41
	収容頭数	譲渡数	返還数	殺処分数	その他																		
犬	70	43	22	0	5																		
猫	252	204	7	0	41																		
<p>2 狂犬病予防対策事業 【令和 3 年度決算見込 9,178 千円】</p> <p>公衆衛生の向上及び社会生活の安全のため、関係機関や団体との連携・協力のもと、犬が人や家畜等に害を加えぬよう、登録や狂犬病予防注射を実施した。</p> <p>【実績】</p> <table> <tbody> <tr> <td>犬の新規登録数</td> <td>1,177 頭</td> </tr> <tr> <td>犬の総登録数（令和 4 年 3 月末現在）</td> <td>15,930 頭</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射実施頭数</td> <td>11,208 頭</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射実施率</td> <td>70.4%</td> </tr> </tbody> </table>						犬の新規登録数	1,177 頭	犬の総登録数（令和 4 年 3 月末現在）	15,930 頭	狂犬病予防注射実施頭数	11,208 頭	狂犬病予防注射実施率	70.4%										
犬の新規登録数	1,177 頭																						
犬の総登録数（令和 4 年 3 月末現在）	15,930 頭																						
狂犬病予防注射実施頭数	11,208 頭																						
狂犬病予防注射実施率	70.4%																						
<p>3 防疫対策事業【令和 3 年度決算見込 726 千円】</p> <p>ねずみ・衛生害虫・危険害虫等の発生防止・指導・啓発等に関する業務及び水害時における消毒業務等を実施した。</p> <p>【実績】</p> <table> <tbody> <tr> <td>生活弱者世帯等における蜂駆除委託件数</td> <td>46 件</td> </tr> <tr> <td>蜂の巣駆除用防護服貸出件数</td> <td>90 件</td> </tr> </tbody> </table>						生活弱者世帯等における蜂駆除委託件数	46 件	蜂の巣駆除用防護服貸出件数	90 件														
生活弱者世帯等における蜂駆除委託件数	46 件																						
蜂の巣駆除用防護服貸出件数	90 件																						
<p>4 動物愛護基金積立金【令和 3 年度決算見込 44,055 千円】</p> <p>動物愛護センターに収容する動物の飼養管理及び譲渡推進、同センターの施設整備、動物愛護の普及啓発等の事業に必要な経費の財源に充てるため、動物愛護のために本市に寄せられた寄附金を基金に積み立てた。</p> <p>【実績】 寄附金額 39,967,973 円（5,304 件）</p>																							

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 4 年度の主な事業計画	旭川市動物愛護センター
<p>1 動物愛護管理事業【令和 4 年度予算 25,807 千円】  動物愛護センターに収容する動物の適正な飼養管理を行うことで、収容動物の返還数や譲渡数を上げ、犬猫の殺処分頭数の減少を図る。  また、動物愛護や正しい飼い方の普及啓発等を推進するとともに、関係機関や団体等と連携を図り、人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与する。</p> <p>2 狂犬病予防対策事業【令和 4 年度予算 9,656 千円】  公衆衛生の向上及び社会生活の安全のため、関係機関や団体との連携・協力のもと、犬が人や家畜等に害を加えぬよう、登録や狂犬病予防注射を実施する。</p> <p>3 防疫対策事業【令和 4 年度予算 839 千円】  ねずみ・衛生害虫・危険害虫等の発生防止・指導・啓発等に関する業務及び水害時における消毒業務等を実施する。</p> <p>4 動物愛護基金積立金【令和 4 年度予算 44,080 千円】  動物愛護のために本市に寄せられた寄附金を基金に積み立て、動物愛護センターに収容する動物の飼養管理及び譲渡推進、同センターの施設整備、動物愛護の普及啓発等の事業に必要な経費の財源に充てる。  積み立てた寄附金について、今年度は飼養管理等に活用する予定。</p> <p>5 動物愛護センター開設 10 周年記念事業【令和 4 年度予算 1,073 千円】  動物愛護センターが令和 4 年 9 月に 10 周年を迎えるにあたり、記念事業を企画・実施し、これまで支援・応援していただいた方々へ感謝の気持ちを伝えるとともに、動物愛護の普及啓発の機会とする。</p>	

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 3 年度の主な事業報告	食肉衛生検査所	
食肉検査事業【令和 3 年度決算見込 35,660 千円】		
安全で衛生的な食肉の生産・流通のため、次の事業を実施した。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場に搬入された獣畜のと畜検査</li> <li>・と畜場に併設する食肉処理場等及びと畜場の附帯施設の監視・指導</li> <li>・T S E（伝達性海綿状脳症）対策としての特定部位の除去等の確認</li> <li>・と畜場のH A C C P※1に沿った衛生管理に対する外部検証※2</li> <li>・残留動物用医薬品検査</li> <li>・生産者へ検査データの還元</li> <li>・食肉の輸出に係る衛生証明書の発行</li> </ul>		
と畜検査頭数	牛（生後 1 年以上）	20,371
	牛（生後 1 年未満）	87
	馬	5
	豚	71,385
	めん山羊	1,217
	計	93,065
精密検査件数（件）	1,274	
監視指導件数（回）	485	
と畜場の衛生管理状況確認検査（枝肉）検体数（件）	120	
収去検査（残留動物用医薬品）検体数（件）	118	
疾病発生状況データ還元数（回）	181	
輸出証明書発行件数（件）	2	
※1 H A C C P		
<p>Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、食品を製造・加工する際の全ての工程について、微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（HA）し、その結果に基づいて重要な管理ポイント（CCP）を定め、これを連続的に管理することによって製品の安全性を確保する衛生管理の手法。</p>		
※2 外部検証		
<p>と畜場において実施されるH A C C Pに沿った衛生管理が適切に実施されていることを確認するためにと畜検査員（食肉衛生検査所の獣医師）が次の項目について検査又は試験を行うこと。</p>		
①と畜場の設置者等が作成する衛生管理計画及び手順書の確認		
②と畜場の設置者等による衛生管理の実施記録の確認及び現場での実施状況の確認		
③衛生指標菌を用いた微生物試験		

## 第 1 回保健所運営協議会

令和 4 年度の主な事業計画	食肉衛生検査所
<p>食肉検査事業【令和 4 年度予算 38,033 千円】</p> <p>安全で衛生的な食肉の生産・流通のため、引き続き、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・と畜場に搬入された獣畜のと畜検査</li><li>・と畜場に併設する食肉処理場等及びと畜場の附帯施設の監視・指導</li><li>・T S E（伝達性海綿状脳症）対策としての特定部位の除去等の確認</li><li>・と畜場のH A C C Pに沿った衛生管理に対する外部検証</li><li>・残留動物用医薬品検査</li><li>・生産者へ検査データの還元</li><li>・食肉の輸出に係る衛生証明書の発行</li></ul>	